

編集/発行 那須塩原市農業委員会 那須塩原市共墾社108-2 TEL 0287-62-7186





新体制始まる!

農業委員及び農地利用最適化推進委員の新体制が令和5(2023)年7月20日からスタートしました。

新たな顔ぶれをご紹介いたします。 3年間どうぞよろしくお願いいたします。

社選特別号 令和5(2023)年 No.43

主な内容											
就任の挨拶											
農業委員会の組織体制について	······3、4										
農業委員、農地利用最適化推進委員の紹介・・・・・	·····5~7										
地域計画の策定について	8.9										
農業委員会からのお知らせ	10										



会長 那須塩原市 農業委員会 藤 拓 央

の集積 います。 20 名、 います。 害対策にも する要望を強く求めていきたいと思 引き続き市や県に農業等の施策に関 況です。 となり、 過去に経験の無い 原油や肥料、 速な為替円 変身が引き締まる思いであります。 う大役を仰せつかり、 ロシアによるウクライナ侵攻、 解消、 最適化推進委員44名の体制で また、 今もなお先行き不透明な状 そのような中で、 集約化、 安、 取り組んでいきたいと思 新規参入の促進、 資材高騰などにより、 担い手への農地利用 それらを発端とする 遊休農地の発生防 極めて深刻なもの その重責に大 農業委員 鳥獣被

により遊休農地が増えております。 1) 手の高齢化や後継者不足

> ジョンを見据え、本腰を入れて取り 農地の所有権取得であります。 れらについても強く要望していきた 組んでいただきたいと思います。こ はありません。 市・県のレベルで解決できる問題で はないでしょうか。これらの対策は 改正案が出ております。農家に後継 を明らかにし、 や法人の参入を促進しております そのような対策として、 いと思います。 しない、 者が決していないのではなく、 法人の場合は、 になる可能性があります。 重要な資源財産である農地が外国籍 危惧しておりましたのは法人による)情報を農地台帳に記録するという)見直しが検討されつつあります。 私が農業委員となり、以前から またはできないのが現状で 国が将来の農業ビ 農業委員会がこれら 主要株主の国籍など 新規就農者 今それら 国の

当たりまして、

農業委員会会長とい

0

この

度の農業委員会の委員改選に

お願 が誠 皆様方の 員 農業委員と農地利用 の連携のもと、 心誠意取り組 申 御指導と御協力をよろしく し上げます。 微力ではあります んでまいります。 最適化推進委



農地利用最適化那須塩原市

ます。

加えて、

農業委員との連

携

推進委員会議委員長 花塚 栄

地域が具体的に定められています。 積20ヘクタールを基本に活 委員会から44名が委嘱され、 改めて責任の重さを感じています。 りました。 員長を務めさせていただくことにな 市農地利用最適化推進委員会議の委 この 農地利用最適化推進委員は、 度、 感謝申し上げますと共に 期に引き続き那須塩原 動の担当 農地面

かったことから、今後は、 の活動は、 最適化活動につい 休農地の解消・防止など農地利用の で取り組んで参る所存です イルスの感染関係でこれまでの期間 目指し本市農業の発展のために全力 思うように活動が出来な <u>ښ</u> 新型コロナウ 正常化を

果的に進めていくためには、 とと認識しております。 地中間管理 農地の集積などの最適化活動を効 事業」 への最大の協力と を有効利用するこ 地域

また、これらを効果的に推 日ごろから地域の方々と 情報共有が大切であり 進する

> なって業務に取り組 もと地域 お願い申し上げます。 て参りたいと考えております。 農地利用最適化推進委員 皆様方の御指導 に寄り添っ んで参りますの た活動を展 力を切 丸 開



農業委員任命辞令交付式

◀農地利用最適化推進委員 委嘱状交付式

農地の集積や新規参入の促進、

遊

那須塩原市農業委員会 農業委員会事務局 会 長 よろしく お願いします 局 튽 会長職務代理者 局長補佐 運営委員長 農政係 農地係 連携 農業委員 20名 農地利用最適化推進委員 44名 農地利用最適化推進会議 農業委員会総会 農地利用最適化推進委員の円滑な 最高議決機関 活動を図るための組織 原則、毎月25日に開催 四半期に1回開催 農業振興対策 農業委員会だより 運営部会 運営委員会 調査研究委員会 編集委員会 農業委員会の運営 農業振興、遊休農 農業委員会だより 推進会議の運営方 の掲載事項の協議 方針などの協議を 地対策などの調査 針などの協議を行 を行う組織 行う組織 研究を行う組織 う組織。推進会議 発行に併せて2、3 原則月1回開催 原則月1回開催 を事前に開催 回開催

副部会長	副部会長	部会長	●運営部会	副委員長	副委員長	委員長	₩農地利用最適	副委員長	副委員長	委 員 長	• 農業振興対策調査	副委員長	委 員 長	●農業委員会だ	副委員長	委 員 長	●運営委員会		会長職務代	会長	₩農業委員会
斉	髙	荻		渡	市	花	化 推	月	槌	松		髙	石	より	菊	室		金	理者	加	
藤	島	原		辺	Ш	塚	進委員会議	井	江	本	研究委員会	瀬	﨑	編集委員会	地	井		田		藤	
_	亮	芳			_		員会	喜美郎	栄	忠	委員	和		委員	寿	孝		廣		拓	
太	_	久		豊	男	栄	議	邦	作	太	会	夫	清	会	行	美		衛		央	

農業委員会の主な業務について

那須塩原市農業委員会

4つの基本的な取り組み

- 1 農地の確保と有効利用に取り組みます
- 2 農地等の利用の最適化に取り組みます
- 3 農業の担い手の育成・確保に取り組みます
- 4 地域の課題解決に向けて取り組みます

農業委員

農業委員会の最高議決機関である総会に出席し、以下の 内容について審議を行います

- (1) 農地等の転用の許可
- (2) 農地等の権利移動の許可
- (3) 農用地利用集積計画の決定
- (4) 「農業委員会の目標、活動計 画」の策定及び点検、評価
- (5)「農業等の利用の最適化の 推進に関する指針」の策定 及び取組み

連 携



農地利用最適化推進委員

担当区域において、次の現場活動を行います

- 1 担い手への農地利用の集積 · 集約化の取組み
- ⇒所有者等の意向を把握し、担い手への農 地の集積・集約化を推進します
- (1) 農地の権利移動に関する相談窓口
- (2) 農家等の意向の把握
- (3) 農地の利用調整 農地中間管理事業の活用を促進します
- (4) 担い手への農地利用の集積・集約化の推進
- (5) 農業者による話合いの開催
- (6) 目標地図作成への協力
- 2 遊休農地の発生防止・解消に向けた取組み
- ⇒農地の利用状況を調査し、遊休農地の発 生防止・解消を図ります
 - (1) 農地パトロール(利用状況調査)
 - ① 農地の利用状況の確認
 - ② 游休農地の把握
 - ③ 違反転用の把握
 - (2) 利用意向調査の実施 所有者等の意向に応じ、関係機関と連携 し親身に対応します
 - (3) 遊休農地の活用方法の検討

3 新規参入への取組み

- ⇒新規就農希望者に、関係機関と連携し親 身に対応します
- (1) 新規参入に当たっての相談窓口
- (2) 企業参入の促進



那須塩原市PRキャラクター みるひぃ

農業委員の紹介(20名)

任期: 令和5(2023)年7月20日から令和8(2026)年7月19日まで



石﨑 清



秋元

誠



菊地 喜芳



槌江 栄作



君島 良-



和夫 髙瀬



加藤 拓央



孝美 室井



栄 斎藤



月井 喜美郎



利江 岡本



久雄 木下



芳定 神藤



金田 廣衛



辻野



菊地



松本 忠太



養子



寿行 菊地



白井 通



農地利用最適化推進委員の紹介(44名)

任期: 令和5(2023)年7月20日から令和8(2026)年7月19日まで

黒 磯 地 区



君島

勝

鳥野目、小結、 東原



後藤 惠子

埼玉



英· 茂野

共墾社1丁目、 東栄1~2丁目、 豊浦、共墾社、 下厚崎、渡辺、 安藤町、原町、東豊浦



市川 -男

先述以外の 黒磯地区



鍋 掛 地 区



鈴木

寺子



鈴木 守三

越堀



稻澤 武雄

鍋掛、野間



柴田

鍋掛、野間



児山 裕司

鍋掛、野間

那 須 野 地 区



杉本

広

大原間、島方、 上中野、 大原間西1~2丁目、 方京1~3丁目



風田川 芳夫

東小屋、 山中新田、 上大塚新田、 佐野、三本木



栄

花塚

木曽畑中、 沼野田和、 下中野



室井 栄-

中内、鹿野崎、 上郷屋、塩野崎、 塩野崎新田、 無栗屋



田野

唐杉、北弥六、 前弥六、沓掛、 前弥六南町、 沓掛1~3丁目

明



英雄 市村

笹沼、北和田、 波立

高 林 地 X



.也

箕輪、洞島



小倉 久雄

青木



國井 文-

青木



道明 智子

青木



室井 忠

高林、箭坪



芳夫 菊地

高林、箭坪



美好 室井 油井、亀山、細竹、 西岩崎、板室



関尾 幸太郎 戸田



髙島 亮一

百村



室井 謙-



田代 和一

木綿畑

湯宮、鴫内

那 須 野 地 X



池田 宏

四区町、千本松



浩文 水尾

三区町



渡辺

二区町

豐



古田 泰人

一区町



佐藤 正人

永田町、扇町、あたご町、西 大和、西原町、五軒町、西栄 町、東町、西朝日町、南町、 西幸町、下永田1~8丁目、 太夫塚1~6丁目



相馬

進

緑1~2丁目、 二つ室、北二つ室

狩 野 地 区



渡邉 茂

上赤田、北赤田、 南赤田、西赤田



後藤 国彦

東赤田、 三島1~5丁目、 東三島1~6丁目 西三島1~7丁目



遅澤 喜則

井口、西遅沢、 東遅沢



薄井 海雄

高柳、西富山、 関根、東関根、 槻沢



斉藤 一太

南郷屋1~5丁目、 睦、新南、石林

塩 原 地 区



茂章 森

折戸、上横林、 横林、接骨木



君島 陽一

塩原、中塩原、 上塩原、湯本塩原



郡司 和夫

関谷、遅野沢、 蟇沼、下田野



江連 宣之

金沢



松本 良則

宇都野



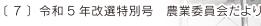
芳久 荻原

下大貫、上大貫、高阿津



印南 良夫

下大貫、上大貫、 高阿津





地域計画の策定に向けた取組について

〈地域計画について〉

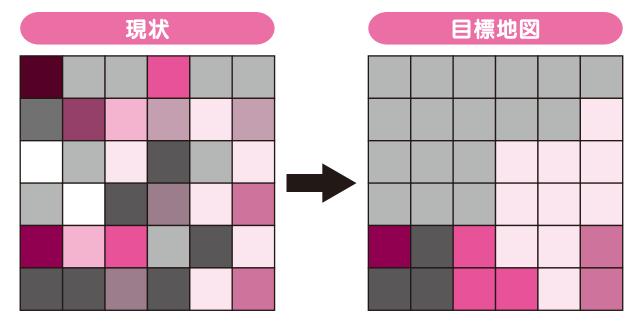
農業経営基盤強化促進法(基盤法)の改正があり、令和6年度末までに地域計画を定めることとなりました。地域計画は、10年後に誰がどこでどのように農業を進めていくのかを地域で話し合い、地域の未来をまとめる計画です。農業者の減少や耕作放棄地の拡大が進み、地域の農地が適切に利用されなくなる恐れがある中で、将来の具体的な利用の姿を検討し、農地の集約化等を進める必要があります。

本市では、栃木県の推進方針に則り、実質化された人・農地プラン(40地区)に次の内容と目標地図を新たに追加します。

- 農地の集積と集約の目標
- 生産する作物や栽培方法
- 農地の効率的かつ総合的な利用方針
- 目標達成のために必要な措置
- 目標地図に位置付ける者

目標地図について

目標地図は、10年後の農地の耕作者を示した地図になります。次のように、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めて地図に表示します。出し手と受け手で合意された農地は、農業を担う者ごとに色分けし、それ以外については、「今後検討」とし、調整ができ次第色分けをしていきます。目標地図は、あくまでも10年後の目標になりますので、目標地図に記載されたからといって、農地の所有権等の権利が設定されるものではありません。



地域計画策定に係る影響について

① 農地貸借制度の改正

農地を貸借する場合、次のいずれかの手続きが必要です。

- 利用権設定等促進事業(地域計画が策定されるまで)
- 農地中間管理事業
- 農地法第3条

地域計画策定後は、利用権設定等促進事業が農地中間管理事業に一本化され、「農用 地利用集積等促進計画」による利用権設定が行われます。農用地利用集積等促進計画 では、農地の貸借、売買の相手方は「地域計画の目標地図に位置付けられている農業 者」が要件となりますので、ご注意ください。

2 国の交付金(農地利用効率化等支援交付金など)

国の事業で、目標地図に位置付けられた者が交付対象となる事業があるため、該当する事業を活用する場合は、目標地図に位置付けられている必要があります。

3 制度資金 (農業近代化資金、経営体育成強化資金、 農林漁業セーフティネット資金及び農業経営負担軽減支援資金

対象者に目標地図に位置付けられた者が追加されました。制度資金の貸付対象者である認定農業者等の要件を満たさなくても、貸付対象者になることが可能になります。

今後の予定について

令和5年の秋頃から皆さんの地域で話し合いを順次開催します。日程は広報やホームページ等によりお知らせいたしますので、ご参加ください。

市役所ホームページ



〈問い合わせ〉

- ·地域計画に関すること 農務畜産課:0287-62-7032
- ·目標地図に関すること 農業委員会:0287-62-7185

農業を始めてみませんか!

農業経営主の高齢化、後継者不足が深刻な問題となっています。 農業を守り持続するため、農家子弟の親元への就農など農業を始めてみませんか。



農地の転用、 所有権移転には許可が必要です!

農地を宅地や駐車場など農地以外に転用する 場合や農地の権利(所有権、賃借権等)取得を 行う場合は、農業委員会の許可が必要です。

農地を相続したときは 届出が必要です!

農地を権利を相続により取得した場合は、 農業委員会に遅滞なく届出が必要です。



家族経営協定の締結を!

家族農業経営は、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件があいまいになりがちです。

「家族経営協定」は、家族が対等で話し合いを進め、経営方針、労働報酬、休日、家事などを取り決めることができるため、ライフバランス実現の有効な手段となります。



農業者年金に加入して安心で豊かな老後を!

65歳以上の夫婦2人の家計費は、現金支出で月額22万円4千円必要と言われています。 (総務省家計調査などより)

国民年金の支給額は、40年加入の場合、夫婦あわせて月額約13万円です。 あなたの老後の生活への備えは十分ですか?

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ●年間60日以上農業に従事
- ●65歳未満
- ●国民年金第1号被保険者(ただし、保険料納付免除者でないこと。) 60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者



全国農業新聞の購読を!

- ・農業経営に役立つ情報満載!
- ・地域づくりのヒントがいつぱい!
- ・ くらしや生活に役立つ話題たくさん!

毎週金曜日発行 購読料:月額700円

お問い合わせは

農業委員、農地利用最適化推進委員、又は農業委員会事務局(0287-62-7186)まで お問い合わせください。